

監査公表第5号

地方自治法第252条の38第6項前段の規定により、呉市長から包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知がありましたので、同項後段の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年5月26日

呉市監査委員

大 下 正 起

沖 本 恭 治

田 中 みわ子

平成28年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	56	地域協働課	82	補助金	屋外掲示板設置	意見	<p>各自治会の自主財源も必要としており無制限に補助するという歯止めはされているが、掲示板1基25千円が限度である。雨風防止のためのガラス入り掲示板は10万円以上が相場で、古く汚れた掲示板が多くなっているのが現状である。50世帯ごとに1基以上の設置割合のため、掲示板の設置意義を再検討し、必要があれば補助率のアップ等を含めた見直しの検討も必要と考える。</p>	<p>自治会等の掲示板の設置については、市からのお知らせなどを広く地域住民に周知するための重要なツールのひとつであると考えている。このことから、近年の事業費実績及び県内他都市の状況を参考にし、自治会のあり方について検討するために設置した有識者会議（令和2・3年度）での自治会への助成に関する提言及び自治会等からの要望を踏まえ、庁内会議やワーキンググループにおいて再検討を行った。その結果、市としても継続的な設置及び維持管理を要するものとして、令和5年度から、新設及び建替えの場合は、補助率は据え置きで、上限額を50千円に引き上げた。また、令和5年度から、修繕についても補助対象とするよう見直しを行った。</p> <p>○新設・建替え:補助率 1/2(上限50千円) ○修繕:補助率 1/2(上限25千円) ※随時対応</p>
H28年度	60	地域協働課	84	補助金	LED防犯灯設置	意見	<p>防犯灯1灯20千円を上限として3分の2までの補助であり、ポール設置までとなると1灯75千円程度が相場であり、自治会の自主財源も必要であるので呉市全体でみると防犯灯の設置地域に偏りがある。呉市住民の安心、安全のためには補助率のアップ等を含めた見直しも必要と考える。</p>	<p>ポールを含む設置補助金について、県内他都市の補助金交付状況を調査し、自治会のあり方について検討するために設置した有識者会議（令和2・3年度）での自治会への助成に関する提言を踏まえ、令和5年度から、ポールありの場合を新たに追加するとともに、ポールの有無で上限額に差異を設ける見直しを行った。</p> <p>○ポールあり:補助率 2/3(上限50千円) ○ポールなし:補助率 2/3(上限20千円)</p>

平成28年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H28年度	76	地域協働課	93	補助金	自治会集会所新築等	意見	<p>補助金の上限が定められており、自治会負担があるため老朽化してもそのまま使用している集会所が多いのが現状である。補助率のアップなどの対策をとらないと利用が進まないことが予想される。今後は集会所の運営の見直しを含め、地域住民とともに集会所のあり方の検討も必要である。</p>	<p>県内他都市の補助金交付状況を調査し、自治会のあり方について検討するために設置した有識者会議（令和2・3年度）での自治会への助成に関する提言及び地域住民と行ったワークショップにおいて、地域住民のコミュニティづくりの推進を図る拠点施設（集会所）が必要であるとの意見があった。</p> <p>このことから、令和5年度から、新築については上限額を、増改築については補助率及び上限額を、修繕については補助率の見直しを行った。</p> <p>今後、単独の自治会ではなく、複数の自治会が共同で設置、維持管理を行うことも視野に入れ、集会所のあり方について、継続して検討していく。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○新築: 補助率 50㎡まで1/2+50㎡超から100㎡まで1/3(上限額7,500千円) ○増改築: 補助率 1/2(上限5,000千円) ○修繕: 補助率 1/2(上限1,600千円)

平成29年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H29年度	78	土木総務課 (管財課)	99	借受	西三津田チビッコ広場	意見	<p>住宅地を登り切った山斜面にある広場である。往来は歩道のみであり、自動車はもちろん自転車でも行くことは困難な場所にある。荒れた傾斜地に滑り台、ブランコ、鉄棒が設置されている。製造年月が平成9年1月であることを確認できたが、かなり錆びついており近年においてこれらが利用されている形跡はなく、すでに役目は終えていると思われる。</p> <p>無償で借り受け、固定資産税の減免をしているが、返還のうえ固定資産税の徴収対象とすべきである。</p>	<p>市内の公園の日常的使用に係る利用者数等は把握していないが、当該広場については、令和4年度中にも、複数の市民の方から除草、遊具の故障等の対応を求める要望があり、その際の聴き取り等において、住民が同広場を日常的に使用していることを確認している。</p> <p>なお、頂いた要望については、遊具点検を行うとともに、除草作業等の対応を行っており、遊具については、令和5年度で修繕等の対応を講じる予定としている。</p>
H29年度	171	スポーツ振興課	—	有効性評価 (②スポーツ施設)	スポーツ施設に関する総合的な見解 (スポーツセンター、市営プール、体育館等)	意見	<p>スポーツ施設を持続可能な施設にするためには、事業内容を評価し、問題があれば改善していくマネジメントプロセスが欠かせない。</p> <p>マネジメントプロセスを確立するため、まずは事業評価の仕組みを整備することが必要である。スポーツ施設のマネジメントを行うためには、事業計画を策定し、その計画と実績を対比させることで、何が順調で、何が計画に届いていないのかを確認する必要がある。その上で、計画に届いていない項目については、原因を追究し、対応を検討、実施していく。こういったプロセスを運用するために、まずは、事業評価の基準を設定し、継続的にモニタリングすることが重要であると思われる。</p>	<p>本市では、各公共施設の管理運営、在り方の両面について、事業評価を行っている。</p> <p>管理運営の面では、各施設の所管課による点検を毎年度実施し、施設の現況把握を行っている。</p> <p>また、指定管理施設においても、毎年度モニタリング調査を実施し、事業評価の基準を設定した上で検証を行い、5段階での評価を行っている。</p> <p>在り方の面では、令和3年3月に「呉市公共施設に関する個別施設計画」を策定しており、策定の過程で各施設の利用状況と建物性能等の評価を行い、その結果を踏まえた上で各施設ごとの対応方針を決定した。</p>

平成30年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
H30年度	226	生活衛生課	46	(f)支出 命令済 額50 0万円 以上の 複数年 契約	食品収去 検査業務	意見	<p>平成25年度に公開型プロポーザル方式の実施により5年契約を締結している。当時のプロポーザル業者選定委員会は呉市職員のみ構成となっている。価格、応募者のノウハウ、専門的技術、経験、経営状況など評価した結果の選定であるが、それとともに選定委員会の公正性を確保する必要もあるものと思われる。市民目線からの客観性および利害関係や提案者に対する先入観を排除するため、専門的な外部委員を複数以上加える必要性を検討し、今後のためにも明確化をしておく必要があるものと思料する。</p>	<p>本件業務は食品衛生法第28条第4項により登録検査機関に委託することができ、広島県内で当市が予定している検査項目を実施できる登録検査機関は1事業者のみである。</p> <p>そのため、令和5年度からの5年契約においては、プロポーザル方式は実施せず、業務運用等の書類を確認した上で随意契約をすることとした。</p> <p>なお、令和元年度に「呉市プロポーザル方式の実施に関するガイドライン」を策定し、選定委員会の委員に外部有識者の採用を検討することを明記しているが、令和5年度中に外部有識者の人数については複数とすることを追記し、外部有識者の採用の検討については検討の文言を削除することとした。</p>

令和3年度包括外部監査指摘・意見に対する措置状況について

監査年度	報告書ページ	所属名称	No.	区分	名称等	指摘事項等	指摘・意見事項	指摘・意見事項に対する措置状況
R3年度	69	行政改革課※	1	固定資産管理に関する意見	固定資産管理台帳の整備状況をまとめた一覧表の整備	意見	固定資産管理台帳の整備状況をまとめた一覧表について、さらに整備を進めて漏れをなくして、正式文書として固定資産の管理状況の全庁的な把握に利用することが望まれる。	公共施設については、効率的な管理運営方法等を全庁的に検討するための基礎資料として、公共施設の整備状況や管理状況の情報をまとめた「呉市公共施設カルテ」を令和4年度中に作成し、定期的に更新を行うこととした。 また、道路河川等のインフラについては、公共施設と異なり、所管課が土木部、産業部の一部の課に限定され、台帳の整備状況の把握が容易であるため、台帳の整備状況をまとめた一覧表は作成せず、各所管課において台帳の掲載情報を定期的に更新していくこととした。
R3年度	70	行政改革課※	2	固定資産管理に関する意見	個別施設計画の中の長寿命化事業の計画の随時及び定期的な見直し	意見	個別施設計画の中の長寿命化事業の計画について、少なくとも、毎年度ごとに実績を速やかに入手して翌年度以降の計画を修正して目標との乖離をチェックし、目標達成が困難と見込まれる場合は迅速に原因を分析し必要な対策をとれるようにしておくべきである。 長寿命化事業の計画の基礎データ作成のために使用するシステムについて、早急に改修費用等の計算方法に関するマニュアルを作成すべきである。	毎年度、定期的に、大規模修繕等に係る実績、予算措置状況を確認し、長寿命化事業の計画をローリングするとともに、同計画のローリング方法に関する作業手順を明文化し、その作業手順にシステム（マクロ機能を活用して職員が作成したExcelデータ）の改修費用等の計算方法を記載した。 具体的には、改修費用等に係る積算項目の対象経費、対象内容を明確にし、改修等の実施が複数年度にわたる場合や実施時期が変更になった場合などにおける計画への事業費の反映方法を記載した。

※令和5年度からは「行政改革デジタル推進第1課及び第2課」